四

分野　漁業及び漁業関連サービス
小分野　その他の事業サービス
産業分類　漁業、水産養殖業及び漁業に附帯するサービス
CPC　八八二　漁業に附帯するサービス
ISIC　〇五〇一　漁業
留保の種類　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
措置　千九百九十一年政令第二千二百五十六号第二十七条、第二十八条及び第六十七条
二千三年決定第五号第二節及び第七節
概要　外国を旗国とする船舶は、コロンビアの領水内における商業的漁業及びこれに関連する活動に関し、これらの漁業及び活動の許可を得ているコロンビアの企業と提携している場合にのみ、当該許可を得ることができる。コロンビアの企業は、外国を旗国とする船舶に対する当該許可及び漁獲許可証に係る費用は、コロンビアを旗国とする船舶に係る当該費用より高い。
外国を旗国とする船舶の旗国がコロンビアと他の二国間協定を締結している場合には、許可を得ているコロンビアの企業と提携していなければならないとの要件を適用するか否かは、当該二国間協定の規定により決定される。

五

分野　民間警備・監視サービス
小分野　その他の事業サービス
産業分類　CPC　八七三　調査及び警備
留保の種類　内国民待遇（第二条）
措置　千九百九十四年政令第三百五十六号第八条、第十二条、第二十三条及び第二十五条
概要　民間警備・監視サービスを営む企業の共同経営者又は構成員は、コロンビアの国民でなければならない。
外国人の構成員又は外国資本によって千九百九十四年二月十一日前に設立された企業は、外国人の構成員の参加を増大させることができない。同日前に組織された協同組合は、その法的形態を維持することができる。

六

分野　報道
小分野　報道機関サービス
産業分類　CPC　六九二一　新聞及び定期刊行物に係る報道機関サービス
留保の種類　経営幹部及び取締役会（第十条）
措置　千九百四十四年法律第二十九号第十三条
概要　コロンビアにおいて発行される新聞であってコロンビアの政治に焦点を合わせたものの編集責任者及び社長は、コロンビアの国民でなければならない。

七

分野　家庭向け公共サービス
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
措置　千九百九十四年法律第百四十二号第一条、第十七条から第十九条まで及び第二十三条
商法第四百七十一条及び第四百七十二条
概要　地域社会における組織された共同体が支配的利益を有する企業は、当該共同体に対する家庭向け公共サービスの提供のための営業権又は許可の付与に関し、同等の条件を提示する企業に優先するものとする。
この留保の適用上、家庭向け公共サービスには、水の供給、下水の処理、廃棄物の処理、電力、可燃性ガスの供給及び基本的な公衆交換電話サービス並びにこれらに関する補足的な活動を含む。基本的な公衆交換電話サービスとは、長距離公衆電話サービス及び農村地域における補足的な活動とは、ワイヤレス・ローカル・ループ固定電話サービスをいい、商業的な携帯電話サービスを含まない。

八

分野　映画
小分野
産業分類
留保の種類　特定措置の履行要求（第五条）
措置　二千三年法律第八百十四号第五条、第十四条、第十五条、第十八条及び第十九条
概要　外国映画の上映及び配給には、当該上映及び配給から得られる毎月の純収入の八・五パーセントに設定される映画振興料を課する。
外国映画がコロンビアの短編映画とともに上映される場合には、上映者に適用される映画振興料は、二・二五パーセントに減額される。
二千十三年までは、配給者に適用される映画振興料は、前年における当該配給者が映画館その他の上映者に配給したコロンビアの長編映画の割合が政府が設定した目標の割合以上であった場合には、五・五パーセントに減額される。

九

分野　ラジオ放送サービス
小分野
産業分類　経営幹部及び取締役会（第十条）
留保の種類
措置　千九百九十三年法律第八十号第三十五条
概要　千九百九十五年政令第千四百四十七号第七条、第九条及び第十八条
情報番組又は報道番組の制作責任者は、コロンビアの国民でなければならない。

十

分野　テレビジョンの無料放送
小分野　視聴覚番組の制作サービス
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
措置　特定措置の履行要求（第五条）
千九百九十一年法律第十四号第三十七条
二千一年法律第六百八十号第一条及び第四条
千九百九十六年法律第三百三十五号第十三条及び第二十四条
千九百九十五年法律第百八十二号第三十七条第三号、第四十七条及び第四十八条
千九百九十五年決定第二号第十条第二項
千九百九十七年決定第二十三号第八条第二項
千九百九十七年決定第二十四号第六条及び第九条
千九百九十七年決定第二十号第三条及び第四条
概要　テレビジョンの無料放送に係る免許を有する企業における外国人の持分は、四十パーセント以下に制限する。
全国放送テレビジョン
全国放送テレビジョンの無料放送サービスの提供者（放送事業者又は番組枠を利用する権利を付与された者をいう。）は、各チャンネルにおいて、国内で制作された番組を次のとおり放送しなければならない。
(a)　午後七時から午後十時三十分までの間には、少なくとも七十パーセント
(b)　午後十時三十分から翌日の午前零時までの間には、少なくとも五十パーセント
(c)　午前十時から午後七時までの間には、少なくとも五十パーセント
(d)　土曜日、日曜日及び祝日の午後七時から午後十時三十分までの間には、少なくとも六十パーセント
地域放送テレビジョン及び地方放送テレビジョン
地域放送テレビジョンは、国有の機関のみが放送することができる。地域放送テレビジョン及び地方放送テレビジョンの無料放送サービスの提供者は、各チャンネルにおいて、国内で制作された番組を少なくとも五十パーセント放送しなければならない。